

2026 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社樋口総合研究所
 (コード番号 374A TOKYO PRO Market, Fukuoka PRO Market)
 代 表 者 名 代表取締役社長 樋口 陽平
 問 合 せ 先 取締役管理本部長 吉森 祐太
 TEL 042-702-9780
 URL <https://www.higuchi-consulting.com/>

コーポレート・ガバナンス報告書

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正かつ健全で効率的な経営に取り組み、継続的な成長と企業価値の最大化を目指すにあたり、コーポレート・ガバナンスの確立が必要不可欠であると認識しております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、当社を取り巻くすべてのステークホルダーと適切な関係を維持し、その利益を守っていくように努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
樋口 陽平	2,850,000	95.00
株式会社G O O Y A	150,000	5.00

支配株主名	樋口 陽平
-------	-------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market
上場予定市場区分	—

決算期	5 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	2 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当及び監査法人の相互連携については、定期的に、また必要に応じて打合せを行い各々の監査計画や監査結果等に関して情報交換を行うことで、効果的かつ効

率的な監査を実施するように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤田 寛之	弁護士													
岸 徹	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田 寛之	—	該当事項はありません	弁護士資格を有し、幅広い知見を有しており、法令に関する高い見識及び豊富な経験をお持ちです。中立的な立場として取締役会では適宜発言、助言を頂いており、適格であると判断しています。
岸 徹	—	該当事項はありません	公認会計士及び税理士資格を有し、豊富な経験と会計に関する専門的知識と経験をお持ちです。また、多数の法人と顧問契約を締結し法人の経営を支える経験を重ねており、適格であると判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	-
その他独立役員に関する事項	
該当事項はありません。	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	長期インセンティブとして、ストックオプション制度を導入しています。
ストックオプションの付与対象者	社内取締役, 社外監査役, 従業員
該当項目に関する補足説明	
該当事項はありません。	

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
報酬等の総額が1億円を超える者がいないため個別報酬の開示はしておりません。	
報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

【社外役員のサポート体制】

社外役員がその職務を十分に果たせるよう、管理本部がサポートを担当します。取締役会資料の事前配布や補足説明、その他重要情報の共有を適宜行うほか、内部監査担当等とも連携し、社外役員からの照会に迅速に対応する体制を整えています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会 取締役会は、取締役3名で構成されております。取締役会は、法令及び定款に定められた事項、経営の基本方針等の重要な経営上の意思決定を行うほか、取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速に経営上の意思決定を行える体制としております。 (2) 監査役 監査役として、社外監査役2名を選任しており、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。
--

（３）内部監査

当社は、現時点において小規模な組織体制であるため、独立した内部監査部署及び専任の担当者は設置していません。

代表取締役が任命した内部監査担当者が、外部委託の専門家を活用しながら、年度監査計画に基づき内部監査を実施します。外部の専門家と連携することで、監査の専門性と客観性を担保しております。

監査結果は代表取締役に報告され、被監査部門への改善指示が行われます。また、内部監査担当者は監査役及び会計監査人と定期的に情報共有を行い、効果的かつ効率的な三様監査の実現に努めております。

（４）会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第３項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年５月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、櫻井真由美氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士３名その他２名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業価値の継続的向上を実現するためには、経営の効率性を追求するとともに、事業の拡大から生じるリスクをコントロールすることが必要であり、そのためにコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化に取り組んでおります。

現状、当社コーポレート・ガバナンス体制では、社外監査役が客観的かつ中立的な立場から監督及び監視を行うことができ、内部監査役及び会計監査人と相互連携を図ることで、社内外からの経営監視機能が十分に発揮される体制が確保できていることから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案を十分に検討し、適切に議決権を行使できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会の実施時期は8月であるため、3月決算会社の株主総会が集中する6月開催と比べると、開催日が集中することは少ないものと考えております。また、なるべく集中日を避けた開催となるよう留意したいと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	これまで電磁的方法による議決権の行使実績はありません。今後の検討事項と認識しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では、実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、海外居住の株主を想定していないため、株主招集通知の英文での提供は考えておりません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に、IR ページを開設し、TDnet において開示された情報や決算 情報、発行者情報についても掲載していく予定です。
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部長を責任者とし、管理本部を担当部署として IR 活動を行ってまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程を整備し、コンプライアンスの重要性を社内に浸透させ、誠実に適時適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規範に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しているものと考えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に関する基本方針は以下の通りです。

- (1) 当社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
 - (2) 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
 - (3) 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
 - (4) 当社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
 - (5) 当社は、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。
- 上記事項は反社会的勢力対応規程に明記しております。社内でのチェック体制として、新規で取引を開始する業者や新規採用者には、必ず反社チェックを日経テレコンの記事検索にて行なう体制と、新規で契約を締結する場合には、契約書に「反社条項」が入っているものを使用しています。

V. その他

1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

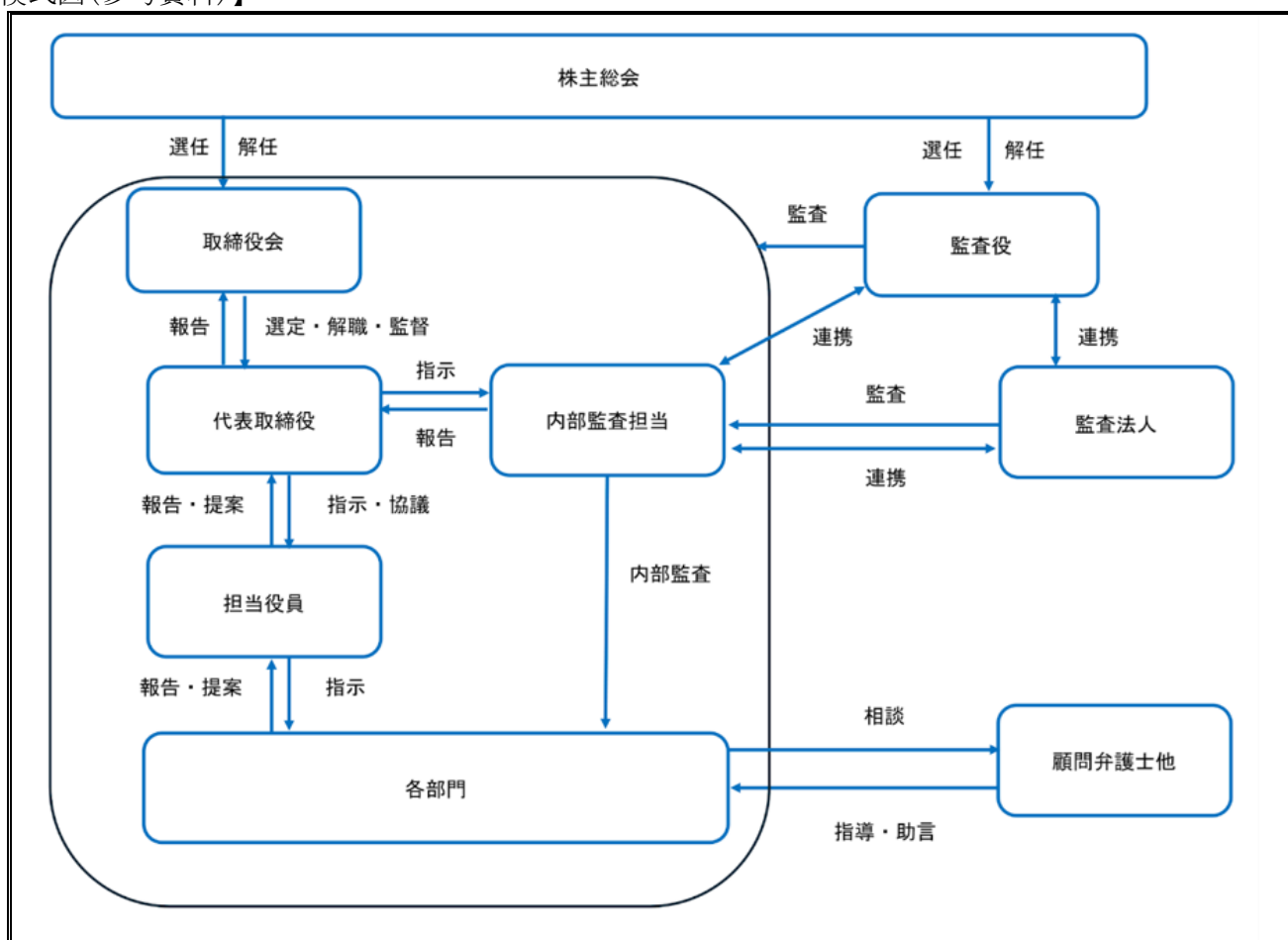
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

